

返戻金制度

許可番号 04-ユ-300346

株式会社ユーメディア営業センター

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が 3 カ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、当社が受領した手数料から次に定める料率で求人者に返金致します。

但し、求人者の求職者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の雇用契約内容と異なる場合、又は求人者の責に帰すべき事由による解雇又は退職の場合等はこの限りではありません。

(1) 入社後 1 カ月以内に雇用契約が終了した場合 ⇒紹介手数料の 80%を返還

(2) 入社日から 3 カ月以内に雇用契約が終了した場合 ⇒紹介手数料の 50%を返還